

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和5年10月17日(火) 15時00分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 3階中コア会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房総務課事故対処室
小野室長補佐
原子力規制部検査グループ実用炉監視部門
菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、高木
原子力規制専門員
関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）
東京支社技術グループ チーフマネジャー 他3名
5. 要旨
 - (1) 関西電力から高浜発電所3号機において、定期検査期間中に実施した蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、伝熱管に損傷が確認されたとして、資料に基づき説明があった。
 - 今回の定期検査期間中において、2台の蒸気発生器(以下、SGという)の伝熱管から有意な信号を検出した。A-SG及びC-SGにおいてそれぞれ1本の伝熱管から有意な信号が検出された。
 - A-SGの伝熱管からは高温側第2管支持板部付近に外面からの減肉とみられる信号、C-SGの伝熱管からは高温側管板上部に内面からの割れとみられる信号だった。
 - 内面からの割れについては、過去に同様の類似事例が発生していることから応力腐食割れによるものと推定。
 - 今後、過去の応力腐食割れの類似事例及び運転履歴の調査、SG内外の系統の調査、小型カメラによる損傷箇所の調査、スケールの形状及び性状の調査等を実施する予定。
 - 今回、有意な信号が検出された伝熱管2本については、高温側及び低温側で施栓し、使用しないこととする。
 - 調査結果が判明したら再び連絡する。
 - (2) 原子力規制庁から了解した旨回答した。
6. 資料
 - ・高浜発電所3号機の定期検査状況について(蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査結果)